

番 号 : 150784

国 名 : インドネシア

担当部署 : 産業開発・公共政策部ガバナンスグループ行財政・金融チーム

案件名 : 公正な競争のための事業競争監視委員会能力強化プロジェクト (研修計画・管理)

**1. 担当業務、格付等**

- (1) 担当業務 : 研修計画・管理
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

**2. 契約予定期間等**

- (1) 全体期間 : 2015年10月中旬から2016年9月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 1. 00M/M、現地 9. 33M/M、合計 10. 33M/M
- (3) 業務日数 :
 

準備期間	第1次現地 業務期間	第1次国 内作業	第2次現地 業務期間	第2次国 内作業	第3次現地 業務期間	整理期間
5日	60日	5日	100日	5日	120日	5日

**3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法**

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 10月7日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica. go. jp) への電子データの提出又は  
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれ  
も提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」 ([http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204\\_02.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

**4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点**

- (1) 業務の実施方針等 :
    - ①業務実施の基本方針 20点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
    - ①類似業務<sup>注</sup>の経験 32点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 12点
    - ③語学力 20点
    - ④その他学位、資格等 12点
- (計100点)

類似業務	研修計画に係る各種業務
対象国/類似地域	インドネシア/全途上国
語学の種類	英語

**5. 条件等**

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : 特になし

## 6. 業務の背景

インドネシアは、1997年のアジア金融・経済危機以降、国際通貨基金（IMF）等からの支援を得て、健全な市場経済化に向けた多くの取組みを行ってきた。その取組みの一つとして、1999年3月に競争法（「独占的行為及び不公正な事業競争の禁止に関するインドネシア共和国法1999年第5号」）が制定・公布され、2000年9月の同法の施行と共に、競争法を執行する機関として、事業競争監視委員会（Komisi Pengawas Persaingan Usaha; KPPU）が設立された。その活動内容は主に、①事業行為・契約における監査・調査の実施、②インドネシア政府に対し競争法に関連した助言や意見具申、③競争法に関するガイドラインや書籍の出版とされている。

JICAは、KPPUの審査及び政策提言能力の強化を目的とし、これまで「競争政策プロジェクト・フェーズ1」を2004年7月から2007年7月にかけて、更に「競争政策プロジェクト・フェーズ2」を2009年10月から2013年9月にかけて実施した。これら一連のプロジェクトでは、競争法に係るガイドラインや審査官向けのマニュアル整備を行うと共に、本邦研修や現地セミナーの開催、委託市場調査の実施等を通じてKPPU職員の政策立案・審査能力向上を支援し、所定の成果を達成している。

現在のインドネシア競争政策の課題としては、競争法をより実効性をもって執行するための枠組み強化、2008年のパートナーシップ法（日本における下請法）の施行と共にKPPUに新たに権限付与された中小・零細企業取引の監視能力強化といった競争政策を実行するための諸機能の強化が挙げられている。これらの取組みにより、2015年のASEAN経済共同体実現と共に、インドネシア政府の目指す中進国の罫回避のための中小企業育成、企業の国際力強化、産業の高付加価値化への貢献が期待されている。

かかる状況下、KPPUより、下請法に伴う新権限の効果的な執行と、現在改正の動きがある競争法の執行枠組みの強化、更にASEAN経済共同体実現を踏まえた市場調査及び競争法執行の能力強化について、引き続き日本政府に対して協力要請があった。

これに対してJICAは2015年5月末～6月上旬に「公正な競争のための事業競争監視委員会（KPPU）能力強化プロジェクト（以下「プロジェクト」）」の詳細計画策定調査を実施し、案件の基本設計についてRD(Record of Discussion)を2015年7月27日に締結し合意している。なお、本プロジェクトは本業務従事者の派遣開始日をもって3年間の協力を開始する。

本業務従事者は、プロジェクト活動で計画されている競争法やパートナーシップ法に関する本邦研修、招聘事業、現地国内研修/セミナーの実施について日本側及びインドネシア側関係者と調整を行い、研修計画の策定とその円滑な実施を主な目的として派遣する。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、KPPUとJICAの間で合意されたPDM・POに記載の活動のうち、協力期間前半に実施の優先度が高い本邦招聘事業、本邦研修、現地国内研修/セミナーの実施を主に支援する。実施にあたっては、KPPU、公正取引委員会、在インドネシア日本大使館、JICAと調整を行うこととし、特に我が国の公正取引委員会との間では、本邦研修における研修員の受入可能時期、現地国内研修/セミナーにおける講師人材の派遣可能時期につき確認を行う。

なお、現地実施体制について、公正取引委員会人選の長期専門家（競争法）の派遣（2016年7月予定）までは、在インドネシア日本大使館担当官（公正取引委員会アタッシュ）を通じて公正取引委員会の技術的知見を得ながらプロジェクトを遂行する。また本業務従事者は、研修計画・管理を中心に附帯業務についても側面支援する。

具体的な活動内容は以下のとおり。

- (1) 国内準備期間（2015年10月中旬～2015年10月下旬）
  - ① 既存のプロジェクト関係資料（過去のプロジェクト報告書、詳細計画策定調査報告書等）を確認し、プロジェクトの内容について把握する。
  - ② PDM、POを確認の上でJICA産業開発・公共政策部、インドネシア事務所、公正取引委員

会からの情報に基づき、全体計画にかかるワークプラン（案）を作成し、JICA 産業開発・公共政策部へ提出、説明する。

(2) 第1次現地業務期間（2015年10月下旬～2015年12月中旬）

- ① 現地業務開始時に、KPPU、JICA インドネシア事務所に対し、下記のとおり実施する。
  - ア. 全体ワークプラン（和文、英文）を提出し、業務内容について協議の上、活動の進め方について合意する。
  - イ. プロジェクトの実施体制・モニタリング体制について確認する。
- ② 【国会議員の本邦招聘の支援】2015年10月下旬（もしくは）にインドネシア国会議員の本邦招聘を計画している（約10～15名程度、4日間）。KPPUとの事前調整（日程、招聘対象者の人選、渡航手続き等）はJICA インドネシア事務所及び在インドネシア日本大使館担当官が対応するが、実施にかかり以下の活動を行う。
  - ア. 出発前ブリーフィングの実施支援（ブリーフ内容はJICA インドネシア事務所（、必要に応じ在インドネシア日本大使館）と要調整）
  - イ. 本邦招聘プログラム全行程の同行、報告書の作成（質疑応答議事録含む）
- ③ 【パートナーシップ法に関する本邦研修の実施準備】公正取引委員会および在インドネシア日本大使館担当官と連携・調整し、KPPUによるパートナーシップ法の施行状況を確認の上で、KPPU 職員に対するパートナーシップ法の研修を計画立案し、本邦研修の実施に必要な研修詳細日程案等を作成する。
- ④ 【ベースライン調査に係る支援】上位目標で競争法及びパートナーシップ法に関する民間の認識度を指標としており、協力開始時のベースライン調査の実施時期及び方法について、公正取引委員会の技術的知見を参考にしながら KPPU 側と協議を行い、KPPU の実施を支援する（例：民間企業向けアンケートの実施等）。
- ⑤ 第1次現地業務完了に際し、以上の活動成果と第2次現地業務期間の活動計画につき KPPU 側と確認・協議し合意する。

(3) 第1次国内作業期間（2015年12月下旬～2016年1月中旬）

- ① 第1次現地業務期間の現地活動の結果を整理する。
- ② 第1次現地業務結果報告書（和文、英文）を完成させ、JICA産業開発・公共政策部へ提出するとともに、派遣期間中の活動の成果及び今後の課題等について報告を行う。
- ③ 第2次現地業務期間のワークプラン（案）（和文、英文）を作成し、JICA産業開発・公共政策部へ提出、説明する。

(4) 第2次現地業務期間（2016年1月中旬～2016年4月下旬）

- ① 現地業務開始時に、KPPU、JICA インドネシア事務所に対し、以下のとおり実施する。
  - ア. 第2次現地業務期間のワークプラン（和文、英文）を提出し、業務内容について協議の上、活動の進め方について合意する。
  - イ. プロジェクトの実施状況をモニタリングし、KPPU 側と共にプロジェクトにおける現状の課題及び今後のプロジェクトの対応等に係る情報共有を行う。
  - ウ. プロジェクトの目標達成に必要な活動と業務内容について協議・確認する。
- ② 【パートナーシップ法に関する本邦研修の実施】第1次現地業務期間中に計画を策定したパートナーシップ法に係る本邦研修の実施にあたり、以下の活動を行う。
  - ア. 研修員に対する出発前ブリーフィングの実施支援（ブリーフ内容はJICA インドネシア事務所と要調整）
  - イ. 本邦研修プログラムの同行および報告書の作成（質疑応答議事録含む）。
- ③ 【競争法改正に向けた現地セミナーの実施】競争法の改正状況を確認の上で、競争法改正のアドボカシー（政策提言の広報活動）を目的とする現地セミナーを実施する。具体的には以下の活動を行う。
  - ア. KPPU、公正取引委員会、在インドネシア日本大使館担当官およびJICA と連携・調整の上で、セミナープログラムを計画立案し、本邦からのセミナー講師派遣の要否の確認及び派

遣を要する場合は A1 フォーム案を作成する。

- イ. インドネシア側関係機関（KPPU、経済調整担当大臣府）と連携し、セミナーの実施を支援する。
- ④【長期専門家派遣支援】2016年7月より派遣開始予定の公正取引委員会推薦による長期専門家（競争法）の TOR について、KPPU 側と協議の上で A1 フォームの取付けを支援する。また TOR の内容については適宜公正取引委員会と調整を行う。
- ⑤ 第2次現地業務完了に際し、以上の活動成果と第3次現地業務期間の活動計画につき KPPU 側と確認・協議し合意する。

(5) 第2次国内作業期間（2016年4月下旬～2016年5月上旬）

- ① 第2次現地業務期間の現地活動の結果を整理する。
- ② 第2次現地業務結果報告書（和文、英文）を完成させ、JICA産業開発・公共政策部へ提出するとともに、派遣期間中の活動の成果及び今後の課題等について報告を行う。
- ③ 第3次現地業務期間のワークプラン(案)（和文、英文）を作成し、JICA産業開発・公共政策部へ提出、説明する。

(6) 第3次現地業務期間（2016年5月中旬～2016年9月中旬）

- ① 現地業務開始時に、KPPU、JICA インドネシア事務所に対し、下記のとおり実施する。
  - ア. 第3次現地業務期間のワークプラン（和文、英文）を提出し、業務内容について協議の上、活動の進め方について合意する。
  - イ. プロジェクトの実施状況をモニタリングし、KPPU 側と共にプロジェクトにおける現状の課題及び今後のプロジェクトの対応等に係る情報共有を行う。
  - ウ. プロジェクトの目標達成に必要な活動と業務内容について協議・確認する。
- ②【競争法執行に関する裁判官向け現地セミナー】裁判官向けの競争法理解促進を目的とする現地セミナーをする。具体的には以下の活動を行う。
  - ア. KPPU、公正取引委員会、在インドネシア日本大使館担当官および JICA と連携・調整の上で、セミナープログラムを計画立案し、本邦からのセミナー講師派遣の要否の確認及び派遣を要する場合は A1 フォーム案を作成する。
  - イ. KPPU と協議の上で最高裁判所とも連携し、KPPU のセミナー実施を支援する。
  - ウ. セミナー報告書を作成する。
- ③【パートナーシップ法に関する現地セミナーの実施】パートナーシップ法の施行状況を確認の上で、パートナーシップ法のアドボカシー活動（政策提言の広報活動）を目的とする現地セミナーを実施する。具体的には以下の活動を行う。
  - ア. KPPU、公正取引委員会、在インドネシア日本大使館担当官および JICA と連携・調整の上で、セミナープログラムを計画立案し、本邦からのセミナー講師派遣の要否の確認及び派遣を要する場合は必要な A1 フォーム案を作成する。イ. インドネシア側関係機関（KPPU、経済調整担当大臣府、商工会議所）と連携し、セミナーの実施を支援する。
- ④ KPPU、公正取引委員会、在インドネシア日本大使館担当官および JICA と連携・調整の上で、ASEAN 経済共同体発足に伴う KPPU の市場調査や越境事案調査に係る能力強化を目的とした本邦研修あるいは現地セミナーを計画立案する。
- ⑤【長期専門家の受入支援】2016年7月以降に着任予定の長期専門家（競争法）に対し、これまでの活動内容のブリーフィング及び KPPU 側の能力強化の課題につき説明する。
- ⑥ 第3次現地業務完了に際し、以上の活動成果及び今後のプロジェクトとして必要となる活動について長期専門家及び KPPU と確認・協議し、合意する。

(7) 整理期間（2016年9月中旬～2016年9月下旬）

- ① 全体期間の現地活動の結果を整理する。
- ② 専門家業務完了報告書（和文）を完成させ、JICA 産業開発・公共政策部へ提出するとともに、派遣期間中の活動の成果及び今後の課題等について報告を行う。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

### （1）ワークプラン(全体、第2次・第3次派遣終了時)

和文2部（JICA産業開発・公共政策部、JICAインドネシア事務所）

英文2部（JICAインドネシア事務所、KPPU）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。

### （2）現地業務結果報告書（第1次・第2次派遣時）

和文2部（JICA産業開発・公共政策部、JICAインドネシア事務所）

英文2部（JICAインドネシア事務所、KPPU）

記載項目は以下のとおり。

①業務の具体的内容

②業務の達成状況

### （3）専門家業務完了報告書（和文3部：JICA産業開発・公共政策部、JICAインドネシア事務所、JICAプロジェクト）

記載項目は以下のとおり。

①業務の具体的内容

②業務の達成状況

③業務実施上遭遇した課題とその対処

④プロジェクト実施上での残された課題（各種研修教材の作成にかかわるもの）

⑤その他

C/Pやプロジェクト専門家と協力して作成した技術協力の成果品を参考資料として添付すること。

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

### （1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空券・旅費（日当・宿泊費）は契約に含む。

### （2）本邦招聘事業・本邦研修の同行に係る航空券・旅費（日当・宿泊費）について

「7.業務の内容」の本邦招聘事業・本邦研修の同行に係る経費については、プロジェクトの在外事業強化費で対応することとし、今回の見積もりには含めない。

## 10. 特記事項

### （1）業務日程／執務環境

#### ①現地業務日程

現地派遣期間は、ある程度の日程調整は可能。

#### ②執務スペースの提供

KPPUより執務スペースは提供あり。

### （2）臨時会計役の委嘱

以下に記載の一般業務費については、当機構インドネシア事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

- ・車両関係費
- ・資料等作成費
- ・C/P旅費

- ・業務従事者のインドネシア国内航空賃
- ・ワークショップ開催経費等

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

### （３）参考資料

本件に係る以下の資料は、JICA 産業開発・公共政策部ガバナンスグループ行財政・金融チーム（Tel03-5226-6915）にて閲覧可能。

- ・詳細計画策定調査報告書（未定稿）

また、以下の従前案件の情報について、JICA図書館にて公開されている。

- ・インドネシア共和国競争政策プロジェクトフェーズ2中間レビュー報告書  
<http://staffopac.jica.go.jp/images/report/P0000258013.html>

### （４）安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意ください。現地の治安状況については、JICA事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行ってください。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意ください。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載ください。

### （５）不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

### （６）その他

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度なので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

以上